

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稲干1048番地2
氏 名 株式会社新岡山工業
代表取締役 田 口 孝 利

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 4年 5月 29日
許可の有効期限 令和 11年 5月 28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(あり)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1) 積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類

岡山市南区築港栄町10番7の一部(面積:120㎡)

汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上5種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(2) 保管上限及び積み上げることのできる高さ

4㎡(容器保管)

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市南区築港栄町10番7の一部(面積:120㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 5月29日 新規許可

令和 4年 5月29日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無